

自転車貸付事業者等説明会（令和元年12月）における質疑応答の主な内容

長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課

出席者からのご質問等	県からの回答
<p>【自転車損害賠償保険等への加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸し出す自転車の整備不良によって生じた損害を賠償する保険には加入しているが、条例では、その他に、借受者（お客様）の過失等によって発生した損害を補償する保険等に加入する必要があるということか。 ・ 保険料はどの程度かかるのか。また、借受者が保険料を負担することでもよいか。 ・ 県境付近で営業しているが、県内で借りた自転車で県外へ出た場合にも保険は適用されるのか。 ・ キャンプ場等の敷地内で貸し出す自転車についても、自転車損害賠償保険等に加入しなければならないか。 ・ タンデム自転車は、保険が適用されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、全ての県内での自転車利用について、万が一の自転車事故の際に相手方の生命や身体の損害が確実に補償されなければならないと考えています。サイクルツーリズムの推進により県外や海外からも多くの旅行者にお越しいただける観光地域づくりを進めるにあたり、地域の皆様の安心を守るため、自転車貸付事業者の皆様にも、自転車損害賠償保険等に加入している自転車の貸付けをお願いします。 ○ 自転車損害賠償保険等の加入義務化にあたり、県では保険会社等と連携し、保険料が過重な負担にならないなど加入しやすい環境づくりに努めています。自転車貸付事業者向けの保険等の情報は、県公式ホームページでも紹介しているところですが、保険料は1台あたり数千円（年間）からとなっています。 ○ なお、原則として、保険料は実際の受益者となる借受者に負担いただくものと考えています。 ○ 利用地域が限定されていない限り、一般的には県外でも適用されるものと考えます。詳細については、加入する保険等の取扱会社等にご確認ください。 ○ 加入する必要があります。 ○ タンデム自転車は、道路交通法に定める自転車（普通自転車以外の自転車）に区分されますので、タンデム自転車を貸し出す際に

<ul style="list-style-type: none"> ・ ストライダーのような子ども用のランニングバイクは、保険の対象となるのか。 <p>【点検整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録の申請の際に添付する「点検整備に関する記録簿」について、様式は決まっているのか。また、今後、新たに作成しようとする場合には、どのようにすればよいか。 ・ 長年、自転車貸付事業を営んでいるが、記録簿の写しは、どこまで遡って提出すべきか。 ・ 点検整備は、どの程度の頻度を想定しているか。 ・ お客様の安全のため日々の点検を行っている傍ら、半年に1回オーバーホールを行い、その際に整備台帳の記録を整理することに行っている。それでも構わないか。 <p>【ヘルメット等の事故の被害を軽減する器具】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメットの着用は義務か。また、ヘルメットを保有していないと、登録できないのか。 	<p>は、自転車損害賠償保険等に加入する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県公式ホームページに掲載している保険会社からは、タンDEM自転車も保険等の対象となる旨の見解を得ていますが、詳細については、加入する保険等の取扱会社等にご確認ください。 ○ 一般的なランニングバイクは、道路交通法に定める自転車（ペダルまたはハンド・クラックを用い、人の力によって運転する二輪以上の車で、レールを必要としないもの）に該当しませんので、条例で定める自転車損害賠償保険等への加入義務の対象になりません。 ○ 様式は、任意のもので構いません。また、記載する自転車の管理番号等も、事業者自身で採番したもので差し支えありません。 ○ 新たに記録簿を作成する事業者は、今後予定している記録簿の様式をご提示ください。 ○ 過去に遡って全て提出いただく必要はありません。現在、実際に貸し出している自転車の点検整備が行われていることが分かる程度のものご提示ください。 ○ 登録制度実施要綱の別表に記載のとおり、日々の貸出し業務開始前に行うことを想定しています。 ○ 既存の整備台帳の写しをご提示いただくとともに、登録申請書の所定欄に日常的な点検整備の体制（実施状況等）を記載してください。 ○ 道路交通法第63条の11の規定により、13歳未満の児童・幼児を保護する責任のある者は、当該児童・幼児を自転車に乗車させると
---	--

<p>・ ヘルメット購入に対する補助制度はあるか。</p> <p>【安全利用】</p> <p>・ 安全に自転車を利用するためには、通行環境の整備が必須だが、どのように取り組むのか。</p> <p>・ 外国人旅行者等に対する基本的なルールの周知をお願いしたい。(英語に加え、中国語、ハングル、タイ語などがあると望ましい。)</p> <p>【情報発信】</p> <p>・ 県観光・交通案内アプリ「信州ナビ」との連携も進めていただきたい。</p> <p>【更新手続き】</p> <p>・ 登録の有効期限が近くなった際には、更新の案内をいただけるのか。</p>	<p>きは乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。</p> <p>○ 条例第4条第2項では、自転車運転者に対し、ヘルメット等の事故の被害を軽減する器具の使用を勧奨しています。</p> <p>○ ヘルメットの着用は法令上義務ではありませんが、登録制度では、借受者の安全確保を図るため、借受者の希望に応じてヘルメット等の貸出しを適切に行う体制が確保されていることを要件の一つとしています。</p> <p>○ ありません。</p> <p>○ 自転車の通行環境の整備は、計画的に進捗を図ってまいります。</p> <p>○ 直ちに自転車専用通行帯を整備できない箇所では、矢羽根型路面標示やブルーラインによる視覚的な安全対策を進めています。</p> <p>○ 外国人旅行者や在住外国籍県民を対象とする安全利用のための啓発チラシを作成する予定にしていますので、ご活用ください。</p> <p>○ 登録事業者に関する情報発信については、庁内関係部局等と引き続き調整してまいります。</p> <p>○ 更新のご案内をお送りする方向で検討したいと考えていますが、移転や事業承継等で連絡が行き届かないことも想定されますので、事業者ご自身でも、担当者間の引継ぎを確実に行ってください。</p>
---	--